

【病児保育室保育児受入基準】

一般社団法人みなみの風学園
みなみの風保育園
092-985-7631

● 病児保育室を利用できる場合

医師により『病児保育室医師連絡票』を記入してもらっており、且つ下記内容に該当すること。

- 1 対象年齢 0歳～小学校3年生まで
- 2 医師による診察を受けており、病児保育の利用が可能と判断されている。
- 3 38.4℃程度までの発熱疾患（解熱剤使用の際は6時間経過後の体温で検温）
- 4 食事、水分の摂取が可能であること。
- 5 病児保育室受け入れ許可基準を満たしている疾患であること。

● 病児保育室を利用できない場合

- 1 対象年齢ではない場合
- 2 38.5℃程度以上の発熱
- 3 食事、水分の摂取ができない状況である場合
- 4 医師による診断を受けておらず、『病児保育室医師連絡票』の提出がない場合
- 5 医師により病児保育の利用は不可能と判断された場合
- 6 病児保育室受け入れ許可基準を満たしていない場合
- 7 下記内容の項目に該当する場合は利用できません。
 - ① 伝染性疾患（水疱、流行性耳下腺炎、麻疹、風疹、インフルエンザ、ロタなど）の急性期で他児に感染する恐れがある。
 - ② 感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い（血液腫瘍疾患や重症心疾患、重症腎疾患、膠原病などで、免疫抑制剤を使用している場合など）。
 - ③ 嘔吐、下痢がひどく脱水症状の兆候（皮膚や唇の乾燥、涙が出ない、ぐったりして元気がない、など）がある。
 - ④ 咳がひどく、呼吸困難である（喘息発作を含む）。

◆ 病児保育室の受け入れ許可基準

① 麻疹（はしか）	利用不可。解熱後3日が経過していれば通常保育利用可能
② 風疹	利用不可。発疹の消失後は通常保育利用可能
③ 水痘	利用不可。全ての発疹が痂皮可すれば通常保育利用可能
④ 流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発病後4日目から。症状の回復傾向が見られたら。
⑤ インフルエンザ	発病後3日目から。38.4℃以下の発熱。食事、水分の摂取が可能である。
⑥ マイコプラズマ感染症	抗菌薬を服用していれば利用可能
⑦ RSウイルス感染症	38.4℃以下の発熱。食事、水分の摂取が可能。
⑧ 溶連菌感染症	抗菌薬を服用していれば利用可能。
⑨ ヘルパンギーナ	症状が安定していれば利用可能。
⑩ 手足口病	症状が安定していれば利用可能。
⑪ ロタウイルス ノロウイルス	過去24時間以内に、下痢・嘔吐の症状がない。38.4℃以下の発熱である。
12 百日咳	有効な抗生剤の服用後5日目以降利用可能。
13 咽頭結膜熱（プール熱） アデノウイルス感染症	症状が安定していれば利用可能。食事・水分の摂取が可能である。
14 りんご病 （伝染性紅斑）	利用可能
15 気管支炎	38.4℃以下の発熱。食事、水分の摂取が可能。
16 喘息、喘息様気管支炎	呼吸器状態が落ち着いており、食事、水分の摂取が可能となっている。
17 中耳炎	利用可能
18 伝染性膿痂疹 （とびひ）	利用可能
19 突発性発疹	医師による病児保育室の許可があれば利用可能
20 熱性痙攣	24時間以内に熱性痙攣がないこと。
その他、風邪や消化不良等の、お子さんが日常かかる病気であり、38.4℃以下の発熱、食事水分の摂取が可能であれば利用可能。	

※解熱後とは、原則として（解熱剤の使用なく）37℃台に解熱したことを指します。

※上記以外でも、お子様の状態によっては受け入れをお断りする場合があります。

● 容態が急変した場合

・病児保育利用時に 38.5℃以上の発熱や体調の悪化が認められた場合には、保護者様にご連絡させていただきます。お迎えに来ていただくことがあります。

・病児保育利用中に容態が急変した際には、看護師の判断で医師に相談または受診を行う場合があります。